

草津市統合型地図情報システム及び公開型地図情報システム更新業務に関する
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、草津市統合型地図情報システム及び公開型地図情報システム更新業務（以下「本業務」という。）の受託事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選考するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名 草津市統合型地図情報システム及び公開型地図情報システム更新業務

(2) 業務内容

別紙「草津市統合型地図情報システム及び公開型地図情報システム更新業務仕様書」のとおり。

(3) 契約期間 契約締結の日から令和14年2月29日まで

(4) 履行期間 令和9年3月1日から令和14年2月29日まで

(5) 上限額

28,402,140円（消費税ならびに地方消費税相当額を含む）を上限額とする。
この金額は、契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。なお、提案見積金額は、この限度額を超えてはならない。提案見積金額が限度額を超えた場合は、失格とする。

(6) 契約形態

令和9年3月1日から令和14年2月29日までの5年間のサービス利用許諾契約（月額払い）を締結する。（地方自治法第234条の3および地方自治法施行令第167条の17の規定に基づく長期継続契約）

導入に係る経費や保守サポート等を含めた本業務の経費については、サービス利用契約を締結し、月額使用料という形で毎月請求に基づき支払うものとする。

なお、導入に係る経費は準備期間（契約締結日から令和9年2月28日）から発生するものとする。

3 実施形式

(1) 募集方法 公募型プロポーザルにより提案募集を行う。

(2) 選定方法

事業者より提出された書類およびプレゼンテーションをもとに所要の審査を行い、最も優れた事業者を選定する。なお、提案範囲は仕様書のとおりとする。

4 日程

項目	期日	備考
公募による募集	令和8年7月17日（金） ～令和8年8月19日（水）	市ホームページに実施要領等を掲載
質問書提出期間	令和8年7月17日（金） ～令和8年7月31日（金） 午後4時45分	質問書（様式第1号） 【電子メール】
質問書回答	令和8年8月5日（水）	市ホームページに掲載
参加意思表明書・企画提案書等提出期限	令和8年8月19日（水） 午後4時45分	参加意思表明書（様式第2号） 事業者概要（様式第3号） 【直接持参】

プレゼンテーション の実施	令和８年９月１日（火）	事前に電子メールにて詳細を連絡する。
選定結果の通知	令和８年９月上旬	郵送にて通知 また、市ホームページにも掲載
契約締結	令和８年９月中旬～９月下旬	

※上記スケジュールは予定のため、変更することがある。

5 参加資格

(1) 本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者でなければならない。

- ① 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
 - ② 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - ③ 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店または営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。（以下この号において同じ。））または暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。））であると認められること。
 - イ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められること。
 - ウ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められること。
 - エ 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められること。
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ 草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成１４年６月１日制定）に基づく指名停止または草津市物品等の指名停止等に関する基準（平成１０年４月１日制定）に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
 - ⑤ 草津市税等を滞納していないこと（法人の場合は、監査役を除く役員の市税等を含む。）。
 - ⑥ 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成１３年草津市告示第１８９号）または、草津市物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成９年草津市告示第１８５号）に基づき登録されている者であること。
- (2) プロポーザル参加者は、候補者決定までの間に、第１項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

6 説明会

説明会は実施しない。ただし、本実施要領及び仕様書等に関して質問がある場合は、質問書提出期間内に質問書を提出すること。

7 質疑・応答

本プロポーザルに関する質問は、提出書類の作成に関するものとし、審査（評価）に関する質問は受け付けない。

(1) 提出方法

別添の質問書（様式第1号）により、電子メールにて提出すること。また、必ず電話による受信確認を行うこと。

電話または口頭での質問は受け付けない。

なお、質問書送付時の電子メールの表題は「草津市統合型地図情報システム及び公開型地図情報システム更新業務に関する質問」とすること。

(2) 提出期限

令和8年7月31日（金） 午後4時45分まで

(3) 提出先

草津市役所総合政策部経営戦略課DX戦略係

電話番号：077-561-2326

メールアドレス：keiei@city.kusatsu.lg.jp

(4) 回答方法

令和8年8月5日（水）に市ホームページに全ての質問に対する回答を掲載する。

質問内容が不明瞭なものなど、内容によっては回答しない場合がある。

(5) 回答に対する再質問は受け付けない。

8 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望するものは、本実施要領、仕様書および草津市契約規則等の各規定を理解した上で、以下に定めるところにより、参加意思表明書および企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加意思表明書（様式第2号） 1部
- ② 事業者概要（様式第3号） 1部
- ③ 見積書（任意様式） 1部
- ④ 企画提案書（任意様式） 6部
- ⑤ 機能要件確認表（様式第4号）

9 企画提案書作成方法および提出方法

(1) 作成方法

- ① 企画提案書はA4版、用紙縦置き、横書き両面印刷、左綴じで製本すること。A3版の資料を挿入する場合は、片面印刷でA4サイズに折り込むこと。
- ② 企画提案書は、仕様書の業務内容に掲げる各事項を踏まえて作成すること。表紙には、タイトル「草津市統合型地図情報システム及び公開型地図情報システム更新業務」、提出年月日、会社名を記載すること。なお、企画提案書に記載すべき項目は、次のとおりとする。

(1) 会社概要

ア) 会社概要

- ・事業内容、会社規模、財務状況、品質管理体制、情報セキュリティ体制、技術担当者等
- ・本事業に関する関係会社全体の相関図が判るように記載すること。

イ) 地方自治体及びGIS業務に対する取り組み姿勢

地方自治体システム開発におけるコンセプト、GIS業務や普及活動
ウ) 導入実績

現在、導入している地方自治体の実績

(2) 本業務への考え方

ア) 本業務への基本的な考え方

本事業の目的を実現するための基本的な考え方、システムのコンセプト

イ) 本事業に対する工程管理・開発体制

システム構築・運用における監督、調整、進捗管理についての考え方

(3) 提案システムの概要

ア) 提案システムの全体

- ・提案システムの基本コンセプト
- ・提案システムの業務体系及び提案ソフトウェア体系
- ・提案ソフトウェアの構成について
- ・提案システムの特長および付加価値、特筆すべきポイント
- ・各業務の機能概要は、本提案書とは別に、「様式4 機能要件確認表」にて回答すること。

イ) 業務改善への考え方

システム導入による効果、業務効率化の具体的な例

(4) データ移行

ア) データ移行の基本的な考え方

当市が用意した既存データの移行に関する基本的な考え方

イ) データ移行の方法について

既存データの具体的な移行方法について

(5) ハードウェア・データセンター

提案するシステムのハードウェア、データセンターの構成について

(6) 開発体制

ア) 開発の体制

プロジェクト責任者・リーダー等役割、主要SEの人数、資格、今までの業務実績等が把握できること。

イ) 工程・品質管理

構築スケジュール・品質管理について

(7) システム運用・保守内容

システム運用保守内容について、運用支援、ヘルプデスク等の対応について

(8) その他

上記以外の提案事項等あれば記述すること。

③ 見積書の作成にあたっては、次の事項に留意すること。

ア 業務にかかる見積金額は、消費税および地方消費税を含まない額で記載すること。

イ 単価・人員等積算の内訳がわかるよう作業項目ごとに詳細を記載すること。

ウ 見積日・業務名・会社名・代表者名を明記し、代表者印を押印すること。また、草津市契約規則第23条第2項の規定に基づき、企画提案書とは別に封筒に入れて、必ず代表者印で封印のうえ提出すること（封じ目すべてに押印のこと。）。

(2) 提出期限 令和8年8月19日（水）午後4時45分まで

(3) 提出先

草津市役所総務部契約検査課（市役所7階）

提出時、契約検査課窓口で、「公募型プロポーザルであること」「業務名」「事業者名」を伝えること。

(4) 提出方法

持参または郵送すること。電子メールでの提出は認めない。

郵送は提出期限到着分まで受け付ける。

なお、郵送の場合は、受け取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議申し立ては、一切受け付けない。

(5) 提出書類の取り扱い

提出された書類は返却しない。

提出後の差し替え・追加は認めない。ただし、市が必要と認める場合に、追加資料を求めることがある。

提出された書類は、提出した者に無断で、このプロポーザルにかかる審査以外には利用しない。

企画提案書の提出は、1者につき1案のみとする。

10 プレゼンテーション審査

提出された企画提案書類を基に、市職員で構成する草津市統合型地図情報システム及び公開型地図情報システム更新業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）によるプレゼンテーション審査を行う。

(1) 開催日

令和8年9月1日（火）

当日の詳細な日程等は、参加事業者に参加資格結果通知時に電子メールで通知する。プロポーザルへの参加事業者数等により、日程等を変更する可能性がある。

(2) 開催場所 草津市役所5階502会議室

(3) プレゼンテーションおよび質疑応答の所要時間

40分以内（準備時間を除く）で提案内容の説明を行うこと。その後、10分程度の質疑応答を行う。ただし、参加事業者の数により時間を変更することがある。

(4) プレゼンテーションの会場への入室は5名以内とする。なお、主たる説明・質疑応答は、本業務の主担当者が行うこと。

(5) 使用備品等

プレゼンテーションで使用するパソコン等の機器は、各提案者が用意すること。ただし、プロジェクターとスクリーンは審査委員会が用意するので、使用する場合は事前に連絡すること。

(6) その他

プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

11 候補者の選定

審査委員会において、下記の事項に基づき、候補者の選定を行う。

(1) 選定手順

① 審査委員会における審査で、最も高い評価を受けた事業者を委託先候補者（優先交渉者）として選定する。

② 評価点が同点の場合は、企画提案内容の評価が高い事業者を選定する。

③ 提案者が1者のみの場合、あらかじめ設定した最低基準点以上であれば委託先候補者（優先交渉者）とする。

④ 委託先候補者（優先交渉者）として選定した事業者と交渉した結果、契約締結に至らなかった場合または同事業者に業務を履行できない何らかの事由が発生した場合は、次順位以下となった事業者のうち、評価点が上位であったものから順に、本業務についての交渉を行う。

(2) 評価基準

参加表明書類や企画提案書類、プレゼンテーションを基に、評価基準に基づいて審査

を行う。評価項目ごとの評価割合は、次のとおりとする。

(1) 選考基準および評価割合

- ・会社概要、導入実績（15／100）
- ・機能面（操作性含む）（35／100）
- ・セキュリティ（5／100）
- ・サポート（5／100）
- ・導入準備作業（データ移行等）（10／100）
- ・付加価値（10／100）
- ・価格点（見積金額の総額）（20／100）

(2) 注意事項

審査委員会での審査において、評価基準の評価点が6割未満の候補者は、委託先候補（優先交渉者）として選定しないものとする。なお、候補者が1者の場合においては、見積価格を除いた評価点で判断するものとする。

(3) 審査結果

審査結果については、令和8年9月中旬～9月下旬に、全ての参加事業者へ文書で通知するとともに、草津市ホームページに掲載する。なお、審査結果等に関する異議申し立ては一切受け付けない。

(4) 企画提案の失格

以下の条件に該当する場合は、審査委員会へ報告のうえ、失格とする。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 実施要領等で示された、提出方法、提出場所、提出期限、書類作成および記載上の留意事項等の条件に適合しない場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 見積書の提出について、代表者印が押印されていない場合および見積金額に訂正のある場合
- ⑤ 見積書の提出について、別の封筒に入れて、代表者印で封印されていない場合（封じ目すべてに押印が必要）
- ⑥ 見積書の提出について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為があった場合
- ⑦ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑧ プレゼンテーション審査において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑨ 「2 業務の概要（5）上限額」に記載する額を超過した見積書を提出した場合

1.2 契約の締結等

- (1) 本業務の契約は、草津市契約規則によるものとする。
- (2) 草津市は、委託先候補者（優先交渉者）と仕様および価格等の細目について協議するものとし、本業務の目的達成のために必要な範囲内で、項目を追加、変更および削除する場合がある。また、これにより、委託料上限額を超えない範囲で、契約内容および契約額等の調整を行うことがある。
- (3) (2)による協議成立後、草津市と受託者との間で確定した契約内容で再度見積徴取を行い、委託料上限額の範囲内で、随意契約を締結するものとする。
- (4) (2)(3)の規定に関わらず、当初提案の内容について変更の必要がないと認めるときは、再度の見積徴取は行わず、当初の見積書をもって、随意契約を締結する。
- (5) 入札保証金 免除。ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (6) 前払金 不可
- (7) 分割払 可（月額払）

(8) 契約保証金 免除

1 3 その他

(1) 費用負担

本プロポーザルへの参加に要する経費については、全て参加事業者の負担とする。やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止または取り消すことがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を草津市に請求することはできない。

(2) 辞退の表明

参加意思表明書の提出後または企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課あてに提出すること。辞退により、不利益な扱いを受けることはない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、草津市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用（複製、転記または転写をいう。）することができるものとする。

(4) 本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 情報公開および提供

草津市は企画提案者から提出された企画提案書等について、草津市情報公開条例（平成16年条例第21号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。ただし、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの委託先候補者（優先交渉者）特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については、決定後の開示とする。

(6) 令和9年度以降、予算の減額等による契約の変更等があり得るので留意のこと。

(7) この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

1 4 問合せ先

草津市総合政策部経営戦略課 担当者：上久保

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号（7階）

電話：077-561-2326

メールアドレス：keiei@city.kusatsu.lg.jp